

# 竹刀検査計量の基準等について

千葉県高体連剣道専門部

★各学校の顧問の先生は、必ず生徒の竹刀を確認して下さいますようお願い致します。

- 1 長さ 男女共通…………… 1 1 7 c m以下
- 2 重 さ 男子…………… 4 8 0 g 以上 (鏢を含まない)  
女子…………… 4 2 0 g 以上 (鏢を含まない)
- 3 先革先端部最小直径値  
男子…………… 2 6 m m以上  
女子…………… 2 5 m m以上  
(四方の竹の表皮部分と先革内面が密着し、緩みのないもの)
- 4 先革長さ 男女共通…………… 5 0 m m以上  
※先革が緩く、まわってしまうものは不可とする。  
※先革部の弦は、下部 (刃部側) を通さないようにする。「はちまき」
- 5 中 結 位置は、竹刀全長の先端より約 1 / 4 とし、緩みなく固定する。
- 6 弦 緩みがないこと。
- 7 柄 革 ①検印を確認しやすいように、きれいなものを使用する。  
②竹刀が忘れ物になった場合などのために、柄革に学校名と氏名を記入する。ただし、柄の中央に検印を押すため、その部分には、何も記入しないこと。  
③学校名と氏名を除き、絵や文字など記入するのは望ましくない。  
④各種大会や以前の県大会の検印は紛らわしいため、押されていないことが望ましい (検印が押せないと判断したものは使用不可)。  
⑤濡れている場合は計量しない。
- 8 竹 ①着色、テープ等での補修、破損、ささくれ等のないものを使用する。また、竹の内側や合わせ部分を極端に削ってあるものや、合わせ不良のものは使用を禁止する。  
②竹の部分には、竹刀の銘以外に名前や絵等彫ることを禁止する。ただし、もともと業者が彫ってある銘や絵等 (名前不可) で、華美でなければこの限りではない。
- 9 鏢 直 径 9 c m以下とし、竹刀に固定する。  
(固定する位置は、柄革先端折り返し部とする)
- 10 諸 注 意 ①すべての付属品に破損がないこと。  
試合前には、安全のために竹・付属品等の点検を十分行うこと。  
②すぐに直せるものについては直させるが、長さ・重さ・先革の違反、検印の押せない柄革等については、マジックで×をつける。
- 11 そ の 他 (以下の竹刀は使用できない)
  - ① すべり止め仕様 (イボイボ付き、ボンド使用等) の柄を使用している竹刀
  - ② 華美 (柄全体が色つき等) な柄を使用している竹刀
  - ③ 授業用カーボン竹刀 (緑色の竹)
  - ④ すす竹とそうでない竹とを組み合わせたツートンカラー状態の竹刀
  - ⑤ 名前が彫ってあるのを消すために、削った竹刀
  - ⑥ 柄革を削った竹刀
  - ⑦ ×印がついた先革等の再使用

【平成30年4月更新】